

南相馬市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成27年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成28年2月29日

南相馬市監査委員 高倉 一夫

南相馬市監査委員 志賀 稔宗

記

- 1 監査の種類 定期監査（1月実施分）
- 2 監査の対象 農政課、農林整備課、高平幼稚園、大甕幼稚園
- 3 監査の範囲 各課については平成27年4月から平成27年11月に実施した事務事業
幼稚園については平成27年4月から平成27年9月に実施した事務事業
- 4 監査の方法 (1) 帳票簿冊等の審査
(2) 監査資料に基づく説明の聴取
- 5 監査の期間 平成28年1月26日
- 6 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものであったが、次の通り一部に指摘事項が認められた。
なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

《指摘事項》

施設使用料の減免について（大町地域交流センター）

大町地域交流センターの施設使用料については、減額基準に沿った取扱いをしていない事例が見られた。

これについては、大町地域交流センター条例施行規則第9条第1項第3号の規定による市長が定める額について減額基準が定められており、その中で使用料の減額を受けることのできる団体については週1回に限り50%を減額できるものとしているが、その基準に沿った取扱いをしていない事例が見られたものである。

今後は、減額基準を順守し適切な減免措置をとられたい。

（農林整備課）